



熊本県公報

号外 第62号
令和3年(2021年)
12月6日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家きんの飼養施設の消毒の実施…………… (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第994号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次のとおり家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）の所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条の規定により告示する。

令和3年（2021年）12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
熊本県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための緊急措置
- 2 実施する区域等
熊本県内全域における家きんの飼養施設であって、飼養羽数が100羽（だちょうに係る飼養施設にあつては、10羽）以上のもの及び家畜防疫員が必要と認めるもの
- 3 実施の期日
令和3年（2021年）12月7日から令和4年（2022年）1月31日まで
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬を飼養施設内（鶏舎周囲及び衛生管理区域境界）に散布する。